

条 第 八 第 六	第 四 項 第 一 条	第 六 条 第 八 者 の 氏 名	第 九 項 第 二 条	第 六 条 第 十二 条 第 五 条	第 四 项 第 四 条 第 五 条	第 二 项 第 四 条 第 八 条 第 十 八 条 第 一 条 第 一 项	第 四 项 第 四 条 第 八 条 第 十 八 条 第 一 项 第 一 项	第 四 项 第 四 条 第 八 条 第 十 八 条 第 一 项 第 一 项
公職の候補者の氏名	二人以上の公職の候補	選挙の期日以後	第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき又は開票立会人が選挙の期日	被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称	当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選舉の代表選出議員の選舉の及び略称、参議院比例代表選出議員の選舉の登載者を含む。）一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選舉の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称、参議院名簿届出政党等の名簿届出議院名簿登載者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名稱及び略称）	当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選舉の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称、参議院名簿届出政党等の名簿届出議院名簿登載者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名稱及び略称）	当該選挙の公職の候補者の氏名（衆議院比例代表選出議員の選舉の投票にあつては衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称、参議院名簿届出政党等の名簿届出議院名簿登載者たる参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名稱及び略称）
賛否	賛否をともに	当該期日以後	開票立会人が特別区の設置についての投票の期日	賛否	賛否	賛否	賛否	賛否

項 第一	所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内の他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、参議院(比例代表選出)議員の選挙につては投票所内の投票の記載をする場所その他適當な箇所に参議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿登載者の氏名(第八十六条の三第二項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位。次項において同じ。)の掲示を、その他の選挙につては公職の候補者の氏名及び党派別(衆議院小選挙区選出議員の選挙については、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。)について特別区の設置協定書と置協定書(次項において「特別区設置協定書」という。)を閲覧に供し、及びその要旨	五百七十三条 第一百
各選挙(当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域を区域として行われるものに限	特別区の設置についての投票の期日の	

第二百六条	第二項	第一項	第二項	第二項	第二項	第二項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項
、第二百六十二条	その選挙	当選	当該選挙に関する事務を管理する議員及び長の当選	地方法人公共団体の議会のを管理する	第一百一条の三第二項又は第一百六条第二項の規定による告示の日	選挙人又は公職の候補者	当選	特別区の設置	特別区の設置	市町村の	当該選挙の	選挙人又は公職の候補者	その選挙
、第二百六十三条まで	その特別区の設置についての投票	否の結果	特別区の設置についての投票における賛否の結果	市町村の表の日	第五項前段の規定による公表の日	選挙人	否の結果	票における賛否の結果	票においての投票の設置	市町村の投票の設置	当該特別区の投票の設置	選挙人	その特別区の投票の設置についての投票

		項 第二百六十二条		項 第四十五条第一項及び第二項		及び第四十四条		第四十五条第一項及び第二項		第四十五条		
公職選挙法		当該選挙に関する事務を管理する		、第二十一条		第三十条第三項		大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)、第七条及び第四十四条		、第二十五条第七項及び第四十五条		
大都市地域における特別区の設置に関する事務	市町村の	第四十五条第一項及び第二項	、第二十一条	から第二十七条まで	第十条第三項	第二十五条第七項中「とき」とは、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をするべき旨の意見書が提出されたときは「とき」とあるのは「とき」と、同法第三	号)	おいて準用する公職選挙法(昭和二十一年法律第一百四十四条)第	七条第六項に	大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)、第七条及び第四十四条	、第二十五条第七項及び第四十五条	
公職選挙法	当該選挙に関する事務を管理する	及び第四十四条	第四十五条第一項及び第二項	、第二十一条	から第二十七条まで	第十条第三項	第二十五条第七項中「とき」とは、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をするべき旨の意見書が提出されたときは「とき」とあるのは「とき」と、同法第三	号)	おいて準用する公職選挙法(昭和二十一年法律第一百四十四条)第	七条第六項に	大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)、第七条及び第四十四条	、第二十五条第七項及び第四十五条

第二百六十四条第一項	第二百六十五条第一項	議員又は長の選舉	地方公共団体の議会の選舉	の名称若しくは略称
第二百六十六条第一項	第二百六十七条第一項	議員及び長の選舉	特別区の設置についての投票	は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称
(開票立会人等の選任)	当該地方公共団体 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長の選挙	市町村 指定都市における特別区の設置についての投票		
第七条 法第七条第一項の規定による投票については、関係市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあっては区（総合区を含む。以下この項において同じ。）の選挙管理委員会とし、法第七条第六項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合にあっては当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会とする。）は、開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他政治団体に属さないものの中から、本人の承諾を得て、開票区ごとに三人以上五人以下の開票立会人を選任し、開票管理者に通知しなければならない。				
2 前項の規定は、選挙立会人について準用する。この場合において、同項中「関係市町村の選挙管理委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあっては区（総合区を含む。以下この項において同じ。）の選挙管理委員会とし、法第七条第六項において準用する公職選挙法第十八条第二項の規定により指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて開票区が設けられた場合にあっては当該指定都市の選挙管理委員会とする。）とあるのは「関係市町村の選挙管理委員会」と、開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は				

一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者」とあるのは、「当該関係市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者」と、「開票区ごとに三人」とあるのは、「三人」と、「開票管理者」とあるのは、「選挙長」と読み替えるものとする。

(公職選挙法施行令の準用)

第八条 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第九条の二、第十条の二第一項及び第三项から第五项まで、第二十二条の二、第二十四条第一項及び第一项、第二十五条から第二十六条の三まで、第二十六条の四(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)及び第二项、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第四十五条、第四十六条第四项、第四十八条第四项、第四章の二(第四十八条の三(同条の表第四十九条の五第二項の項、第九十三条第一項の項及び第一百四条の項に係る部分に限る。)並びに第四十九条第一項、第三项及び第六项から第八项までを除く。)、第四十九条の三、第四章の四(第四十九条の十二第二項、第三项及び第六项から第八项までを除く。)、第五十条(第五项及び第七项を除く。)、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一项(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)及び第二项から第四项まで、第五十四条、第五十五条(第六项及び第七项に係る部分を除く。)、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一项、第五十九条の四第一项及び第二项、同条第四项(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一项、第二项、第四项及び第五项、同条第六项及び第七项(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)並びに第八项から第十五项まで、第六十条、第六十一条、第六十二条第一项(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第二项及び第三项(公職選挙法第四十九条第七项から第九项までの規定による投票に関する部分を除く。)、第六十二条第一项、第六十三条第一项及び第二项、同条第三项(公職選挙法第四十九条第七项から第九项までの規定による投票に関する部分を除く。)

二の条三十三第

く。) 及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十六条第二項、第六十七条第一項、第二項、第五項及び第六項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る)、第七十七条第一項及び第三項、第七十八条第四項、第八十条及び第八十一条(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る)、第八十三条の二から第八十四条まで、第八十五条(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る)、第八十九条第一項、第八十七条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る)、第一百二十五条の四、第一百二十九条第一項、第一百二十九条の八、第一百三十一条(第一項後段を除く)、第一百四十一条の二第一項、第一百四十二条の三、第一百四十二条第一項(同法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く)及び第二項、第一百四十二条の二(第一項第十一号及び第十二号に係る部分を除く)、第一百四十二条の三、第一百四十五条及び別表第一の規定は、法第七条第一項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

項三第十九百六条						
選区選出議員の選舉にあつては、当該選舉の期日の公示又は告示があつた日)	都道府県	選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院合同選挙区選挙については、当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）	申請しなければ	市町村の選挙管理委員会	一部無効による再投票を除く。)にあつては、同条第二項の規定による再投票（投票の告示（同令第九条第一項の規定による再投票の告示））があつた日から二日間	
衆議院（比例代表選出）議員の選舉にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の選舉に	申出	市町村	れば	申出をしなけ		
衆議院（比例代表選出）議員の選舉にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の選舉に	公報	掲載文	申出	は、当該意見を共同で表明する意見について		
衆議院（比例代表選出）議員の選舉にあつては当該選挙区における当該衆議院名簿届出政党等の衆議院名簿登載者の数、参議院（比例代表選出）議員の選舉に	選挙公報	掲載文	申出	は、当該意見を共同で表明する意見について		

項七 第九百六十九条 第一百条		項六 第九百六十九条 第一百条		あつては参議院名簿登載者省令で		
公職の候補者若しくは その代理人又は同条第 二項若しくは第三項の 申請をした衆議院名簿 届出政党等若しくは参 議院名簿届出政党等の 代表者若しくは	前条第一項の申請	衆議院（小選挙区選出） 議員、参議院（選挙区 選出）議員若しくは都 道府県知事の選挙につ いて一の用紙に二人以 上の公職の候補者の氏 名、経歴、政見、写真 等を掲載する場合、衆 議院（比例代表選出） 議員の選挙について一 の用紙に二以上の衆議 院名簿届出政党等の名 称及び略称、政見、衆 議院名簿登載者の氏名、 経歴及び当選人となる べき順位等を掲載する 場合又は参議院（比例 代表選出）議員の選挙 について一の用紙に二 以上の参議院名簿届出 政党等の名称及び略称、 政見、参議院名簿登載 者の氏名、経歴及び写 真等	前条第一項の申請	衆議院（小選挙区選出） 議員、参議院（選挙区 選出）議員若しくは都 道府県知事の選挙につ いて一の用紙に二人以 上の公職の候補者の氏 名、経歴、政見、写真 等を掲載する場合、衆 議院（比例代表選出） 議員の選挙について一 の用紙に二以上の衆議 院名簿届出政党等の名 称及び略称、政見、衆 議院名簿登載者の氏名、 経歴及び当選人となる べき順位等を掲載する 場合又は参議院（比例 代表選出）議員の選挙 について一の用紙に二 以上の参議院名簿届出 政党等の名称及び略称、 政見、参議院名簿登載 者の氏名、経歴及び写 真等	衆議院（小選挙区選出） 議員、参議院（選挙区 選出）議員若しくは都 道府県知事の選挙につ いて一の用紙に二人以 上の公職の候補者の氏 名、経歴、政見、写真 等を掲載する場合、衆 議院（比例代表選出） 議員の選挙について一 の用紙に二以上の衆議 院名簿届出政党等の名 称及び略称、政見、衆 議院名簿登載者の氏名、 経歴及び当選人となる べき順位等を掲載する 場合又は参議院（比例 代表選出）議員の選挙 について一の用紙に二 以上の参議院名簿届出 政党等の名称及び略称、 政見、参議院名簿登載 者の氏名、経歴及び写 真等	会が 当該市町村の 選挙管理委員
市町村の議会 の議員又は	申出	前条第一項の 申請	市町村	市町村の 議員又は	あつては参議院名簿登	

第二百七十二条		第二百七十三条		第二百七十四条		第二百七十五条	
(特別区を包括する道府県における特別区の設置についての投票への準用)	当該地方公共団体	市町村	公報	市町村の選挙管理委員会	あるときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に届け出で選挙公報	あるときはは、あらかじめ、都道府県の選挙管	あるときはは、あらかじめ、都道府県の選挙管
第十二条 前各条(第三条第一項から第四項までを除く。)の規定は、法第十三条第一項において準用する法第七条第一項の規定による投票について準用する。この場合において、第一条中「関係市町村」とあるのは、「特定市町村」(法第十三条第一項において読み替えて準用する法第							

七の八第一項の規定により旧所属市町村の長の職務を代理し又は行う者であつた者を含む。以下「旧所属市町村の長であつた者」という。)が、当該特別区の区長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において協議が調わないときは、関係道府県の知事は、旧所属市町村の長であつた者のうちから当該特別区の区長の職務を行なうべき者を定めなければならない。

3 第十四条 特別区の設置があつた場合においては、前条の規定により当該特別区の区長の職務を行う者は、(以下「職務執行者」という。)は、議会において規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該特別区の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

(選舉管理委員の選任)

第十五条 特別区の設置があつた場合においては、職務執行者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該特別区の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。

3 第二項の場合において、旧所属市町村の選舉管理委員であつた者の数が当該特別区の選舉管理委員の定数に満たないときは、職務執行者において、旧所属市町村の選舉管理委員の補充員であつた者(補充員であつた者がないときは、当該特別区の議員及び長の選挙権を有する者)のうちから選任した者をもつてその不足する数の選舉管理委員に充てるものとする。

4 第二項の規定による互選を行うべき場所及び日時は、職務執行者において、あらかじめ関係人に通知しなければならない。

(特別区の議会の議員の選挙区及び定数に関する特例)

第十七条 特別区設置協議会は、特別区設置協定書に、法第五条第一項第八号に掲げる事項として、特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を定めることができる。

2 関係市町村は、前項の規定により特別区設置協定書に特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数が定められた場合において、法第九条第二項の規定による告示があつたときは、直ちにこれらを告示しなければならない。

3 前項の規定により告示された特別区の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数は、当該特別区の条例により設けられ、及び定められたものとみなす。

第十八条 特別区の設置があつた場合において必要な関係市町村及び關係道府県の財産処分について、特別区設置協定書の定めるところによる。

(財産の承継)

第十九条 特別区の設置があつた場合においては、従来その地域において旧所属市町村が処理していた事務は、法律若しくはこれに基づく政令又は特別区設置協定書の定めるところにより当該特別区又はこれを包括する道府県が承継し、従来その地域において關係道府県が処理していた事務の一部は、法律若しくはこれに基づく政令又は特別区設置協定書の定めるところにより当該特別区が承継する。

(決算の処理)

第二十条 前条の場合において、旧所属市町村の収支は、その廃止の日をもつて打ち切り、旧所属市町村の長があつた者が決算する。

2 前項の規定による決算は、前条の規定により事務を承継した特別区の区長又は同条の規定により事務を承継した道府県の知事において監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

4 第二項の特別区の区長又は道府県の知事は、同項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

5 二項の特別区の区長又は道府県の知事は、同項の規定による決算の認定に関する議案が否決されたとき、前項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(事務の引継ぎ)

第二十一条 特別区の設置があつた場合において、旧所属市町村の長であつた者及び関係道府県の知事は、当該特別区の設置の日から二十日以内に、その担任する事務を、第十九条の規定により当該事務を承継した特別区の区長若しくは職務執行者は同条の規定により事務を承継した道府県の知事に引き継がなければならぬ。

前項の場合において、特別の事情によりその担任する事務を特別区の区長若しくは職務執行者は当該特別区を包括する道府県の知事に引き継ぐことができないときは、これを地方自治法第一百五十二条の規定により当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事の職務を代理すべき職員(以下この項において「職務を代理すべき職員」という。)に引き継がなければならない。この場合においては、当該事務を引き継いだ職務を代理すべき職員は、当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事に当該事務を引き継ぐことができるようになつたときは、直ちにこれを当該特別区の区長若しくは職務執行者又は当該道府県の知事に引き継がなければならない。

前二項の規定により旧所属市町村の長であつた者及び関係道府県の知事の担任する事務の引継ぎを受けた職務執行者は、当該特別区の区長が選挙されたときは、直ちにこれを当該特別区の区長に引き継がなければならない。

第二十二条 前条第一項及び第二項の規定による事務の引継ぎの場合においては、旧所属市町村の長であつた者又は関係道府県の知事は、書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

前項の規定により調製すべき書類、帳簿及び財産の目録は、現に調製してある目録又は台帳により引継ぎをする時の現況を確認することができる場合においては、その目録又は台帳をもつて代えることができる。

(特別区が新たに設置された場合の人口の告示)
第二十三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十六条第一項(第二号を除く)までの規定は、法第十三条规定による当該特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部によ

く。)及び第一百七十七条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定は、特別区の設置があつた場合について準用する。
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和三十一年政令第二百二十一号)第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定の適用については、同令第十九条第一項中「地方自治法施行令第一条の二」とあるのは「大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)第十三条」と、同令第十日以内に当該市町村の教育委員会に「とあるのは「特別区に係るものについては当該特別区の教育委員会に、当該特別区を包括する道府県に係るものについては当該道府県の教育委員会に、二十日以内に」とする。

(特別区を包括する道府県における特別区の設置への準用)

第二十五条 第十三条第一項、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第三項並びに第十七条から前条までの規定は、法第十三条第一項の規定による特別区を包括する道府県の区域内における当該特別区に隣接する一の市町村の区域の全部による二以上の特別区の設置について準用する。この場合において、第十三条第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十八条第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」(法第十三条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定道府県を定する特定市町村をいう。以下同じ。)と、第十九条第一項及び第三項並びに第二十二条第一項中「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、第十九条第二項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十九条第二項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県(法第十三条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定道府県を定する特定市町村をいう。以下同じ。)」と、第二十二条第一項中「第三号」とあるのは「第一号、第二十三条中「第三号」とあるのは「第一号、第三号」と読み替えるものとする。

(附則)(平成二五年五月三一日政令第一五九号)抄

この政令は、法(第四条から第六条までの規定を除く。)の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。

(附則)(平成二七年一月三〇日政令第三〇号)抄

この政令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(附則)(平成二七年五月三一日政令第一五九号)抄

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(附則)(平成二九年一月三〇日政令第三八号)抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(附則)(平成二七年二月四日政令第三八号)抄

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(附則)(平成二九年四月七日政令第一一〇号)抄

この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十五号)及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十三号)の施行の日(平成二十九年四月十日)から施行する。

(附則)(平成二九年七月一四日政令第一九〇号)抄

この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十九号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(附則)(平成二七年一月二六日政令第三九二号)抄

この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

る一の特別区の設置について準用する。この場合において、第十三条第一項中「関係市町村」とあるのは「特定市町村」と、第十八条第一項中「関係市町村及び関係道府県」とあるのは「特定市町村及び特定道府県(法第十三条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項に規定する特定道府県を定する特定市町村をいう。以下同じ。)」と、第二十二条第一項中「関係道府県」とあるのは「特定道府県」と、第十九条第一項及び第三項並びに第二十二条第一項中「第三号」とあるのは「第一号、第二十三条中「第三号」とあるのは「第一号、第三号」と読み替えるものとする。

(附則)(平成二八年五月二七日政令第二二七号)抄

この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十三号)の施行の日から施行する。

(附則)(平成二九年四月七日政令第一二七号)抄

この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二十五号)の施行の日から施行する。

(附則)(平成二九年七月一四日政令第一一〇号)抄

この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十九号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(附則)(平成二七年一月二六日政令第三九二号)抄

この政令は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

(附則)(平成二七年一月二六日政令第三九二号)抄

この政令は、新令の規定(新令第二条第一項、別表第三及び別表第五の規定を除く。)、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令

<p>第六号 の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二条）第十二条第一項及び第二十五条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十一条第一条第一項及び第二十二条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二十一条第二項及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成二十二年政令第一百三十五号）の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）第七条第一項から第二十二条までの規定並びに附則第七条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十二年政令第一百三十五号）の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成三十一年三月三〇日政令第九二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>3 第五条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第二十条第五項の規定は、施行日以後に大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第二十条第二項の規定による決算の認定に関する議案が否決される場合について適用する。</p>
<p>附 則（平成三十一年五月三一四日政令第一五二九九号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p>
<p>第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判</p>

<p>所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二条）第十二条第一項及び第二十五条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十一条第二項及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成二十二年政令第一百三十五号）の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十二年政令第一百三十五号）の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（令和元年一二月一三日政令第一八三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。</p>
<p>附 則（令和五年二月一〇日政令第三三三号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。</p>
<p>第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定、次条の規定による改正後の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判</p>